令和2年

第2回市議会定例会 議案第7号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例(平成26年函館市条例第51号)の一部を次のよう に改正する。

第42条第4項を次のように改める。

- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適 用しないこととすることができる。
 - (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

第42条第5項各号列記以外の部分中「前項」の後ろに「(第2号に 係る部分に限る。)」を加える。 附則

この条例は,公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育 て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事 業者の連携施設の確保の特例に関する規定を整備するため